

対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件

(別表第1)

一 次に掲げる物の大分類E—製造業

イ 武器又は武器の使用を支援するための活動(輸送、通信、補給、救援又は捜索を含む。)若しくは武力攻撃に対する防御のために特に設計した物

ロ 航空機(無人航空機(人が乗ることのできない航空機であつて、大きさ又は重量を問わず、遠隔操作又は自動操縦により飛行させることができるものをいう。)を含む。)

ハ 人工衛星(地球を回る軌道の外に打ち上げられる飛しょう体及び天体上に置かれる人工の物体を含む。)、ロケット若しくはこれらの打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料

ニ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質

ホ イからニまでに掲げる物の附属品、イからニまでに掲げる物若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからホまでに掲げる物の小分類九〇一一機械修理業(電気機械器具を除く)及び小分類九〇二一電気機械器具修理業

三 第一号イからニまでに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一一ソフトウェア業

四 細分類〇五一九一その他の金属鉱業(核原料物質に係るものに限る。)

五 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の一から一五までの項の中欄に掲げる貨物の大分類E—製造業

六 外国為替令(昭和五十五年政令第二百六十号)別表の一から一五までの項の中欄に掲げる設計及び製造に係る技術(公知の技術であつて、貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成十年通商産業省令第八号)第九条第二項第九号イからニまでに規定する技術のいずれかに該当するものを除く。)を保有する次のイからへまでに掲げる業種

イ 大分類E—製造業

ロ 小分類三九一一ソフトウェア業

ハ 小分類七一一一自然科学研究所

ニ 小分類七四三一機械設計業

ホ 小分類七四四一商品・非破壊検査業

へ 小分類七四九一その他の技術サービス業

七 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)(以下この号において「法」という。)第二条第一項に規定する医薬品(法第十四条第一項の承認を受けて製造販売されるものであつて、日本標準商品分類(平成二年四月十三日総務庁長官諮問第二百二十六号日本標準商品分類の改訂についての答申)の分類番号八七 六の病原生物に対する医薬品に限る。)及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに法第二条第五項に規定する高度管理医療機器(法第二十三条の二の五第一項の承認又は法第二十三条の二の二十三第一項の認証を受けて製造販売されるものに限る。)、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の小分類E—製造業

八 金属鉱物(独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第九号)第二十一条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十一号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十三号までに掲げるものに限る。)又は金属鉱産物(同条第二項に規定するものをいう。)に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九一その他の金属鉱業、細分類二三一九一その他の非鉄金属第一次製錬・精製業及び細分類二二三九一その他の非鉄金属第二次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)

ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の物の大分類E—製造業

ハ ロに掲げる物の小分類九〇一一機械修理業(電気機械器具を除く)及び小分類九〇二一電気機械器具修理業

ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一一ソフトウェア業

ホ 細分類七四五九一その他の計量証明業

- 九 次に掲げる建設工事(発注者(建設工事(他の者から請け負ったものを除く。))の注文者をいう。)から直接請け負ったものに限る。)を行う大分類D—建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計(発注者(調査、測量又は設計(他の者から請け負ったもの又は委託されたものを除く。))の注文者をいう。)から直接請け負ったもの又は委託されたものに限る。)を行う小分類七四二—土木建築サービス業(土木に係るものに限る。)
- イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令(平成十一年政令第百九十三号)に規定する海岸に係る海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事
- ロ 排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(平成二十二年法律第四十一号)第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事

十 次に掲げる物の大分類E—製造業

- イ 武器、電動機、発電機又は医療用機械器具に用いる永久磁石の製造に使用するために特に設計した素材
- ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材(半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。)
- ハ 車載用(駆動用動力源としての用途に限る。)又は定置用として用いられるリチウムイオン蓄電池の製造に使用するために特に設計した部分品、素材又は装置

十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E—製造業

- イ ディーゼルエンジン(二サイクルであり、かつ、連続最大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。)及びその部分品(クランクシャフトに限る。)
- ロ 航行の安全の確保の用に供される航海用具(音響測深機に限る。)
- ハ 主たる推進力を生み出すプロペラ(直径が千六百ミリメートルを超えるものに限る。)

十二 細分類五五九二—肥料・飼料卸売業であってイ又はロに掲げる肥料の輸入業(イ又はロに掲げる物の年間輸入量が千トン以上のものに限る。)

- イ 塩化カリウム(純粋であるかないかを問わないものとし、肥料の用途に係るものに限る。)
- ロ オルトリン酸水素二アンモニウム(りん酸二アンモニウム)及びオルトリン酸二水素アンモニウム(りん酸一アンモニウム)(純粋であるかないかを問わない。)並びにこれらの混合物(肥料の用途に係るものに限る。)

備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分類を定める件(平成二十五年十月総務省告示第四百五号)の分類表に従っている。